

国富町高齢者施設向け
高齢者への新型コロナウイルス
ワクチン接種説明資料

令和3年5月7日作成

新型コロナウイルスワクチン接種の優先順位

厚生労働省から示されている、新型コロナウイルスワクチンの接種順位については、以下のとおりです。

【接種時期】	【接種順位】
3月～	①医療従事者等
5月10日～	②高齢者 (昭和32年4月1日以前生まれ)
8月～	③基礎疾患を有する者
8月～	④高齢者施設等の従事者 (利用者に直接接する職員)
未定	⑤60～64歳の者
未定	⑥上記以外の者

※接種順位の特例
市町村及び施設等の双方の体制が整うなど、一定の要件を満たす高齢者施設において、施設内で65歳以上の入所者と同時期に従事者の接種が行えます。

接種体制イメージ①【高齢者施設内での入所者・従事者】

※施設内での接種は、高齢者ならびに同時期に接種を受ける従事者が対象です

国富町保健センターなど

(基本型接種施設)



ワクチンを移送

ワクチンを移送

接種実施医療機関など
(サテライト型接種施設)

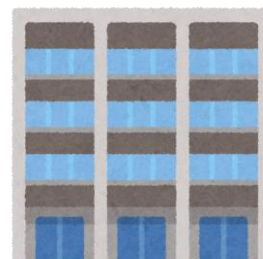


巡回接種を行う医師が所属する医療機関が、ワクチンの移送を受けられるサテライト型接種施設として登録し、接種を実施

接種医による
巡回接種

巡回接種
を依頼

医師のいる介護老人保健施設など
(サテライト型接種施設)

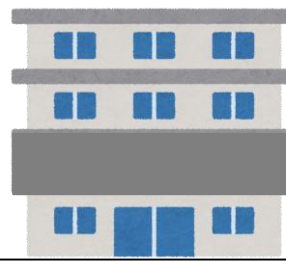


接種医が入所者及び
従事者に接種



医師が配置されている施設は、ワクチンの移送を受けられるサテライト型施設として登録し、入所者や従事者の接種を実施

上記以外の高齢者施設

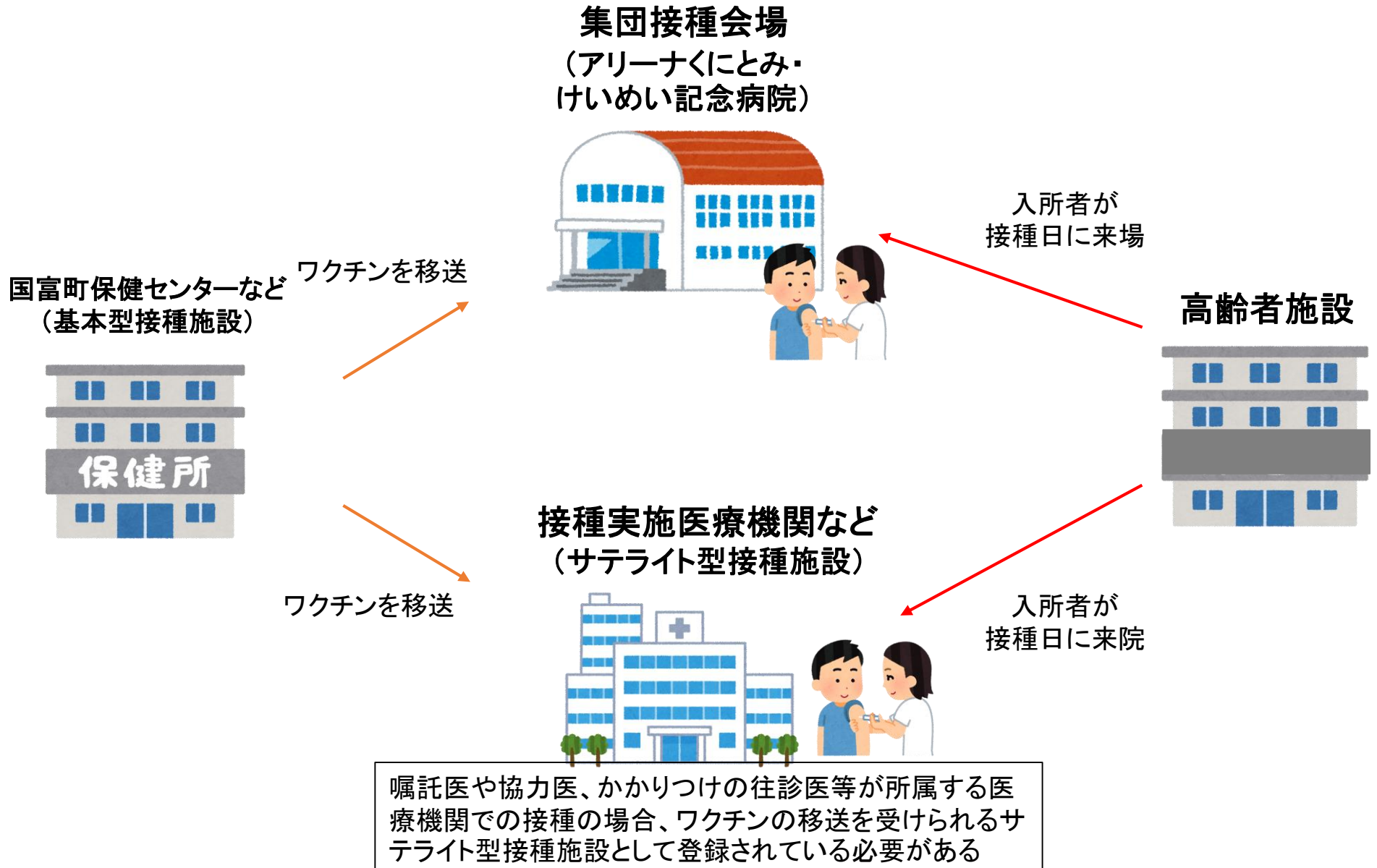


接種医が入所者
及び従事者に接種



医師が配置されていない施設は、嘱託医や協力医、かかりつけの往診医等と調整し、巡回による施設内での接種を実施

接種体制イメージ②【医療機関や接種会場での入所者】



用語の定義① 「高齢者施設」「入所者」

高齢者施設

この資料における「高齢者施設」は、以下の施設です。

- 介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院
- 特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護
- 養護老人ホーム、軽費老人ホーム・ケアハウス、有料老人ホーム
- サービス付き高齢者向け住宅
- 生活支援ハウス

入所者

この資料における「入所者」は、上記の「高齢者施設」に入所・居住する者です。65歳以上(昭和32年4月1日以前生まれ)の「入所者」は、接種順位における「高齢者」に該当します。

※65歳未満(昭和32年4月2日以降生まれ)の入所者につきましては、65歳以上の入所者と同時期にワクチン接種することができません。

用語の定義② 「従事者」

従事者

この資料における「従事者」は、「高齢者施設」において利用者に直接接する職員です。

接種順位における「高齢者施設等の従事者」に該当します。

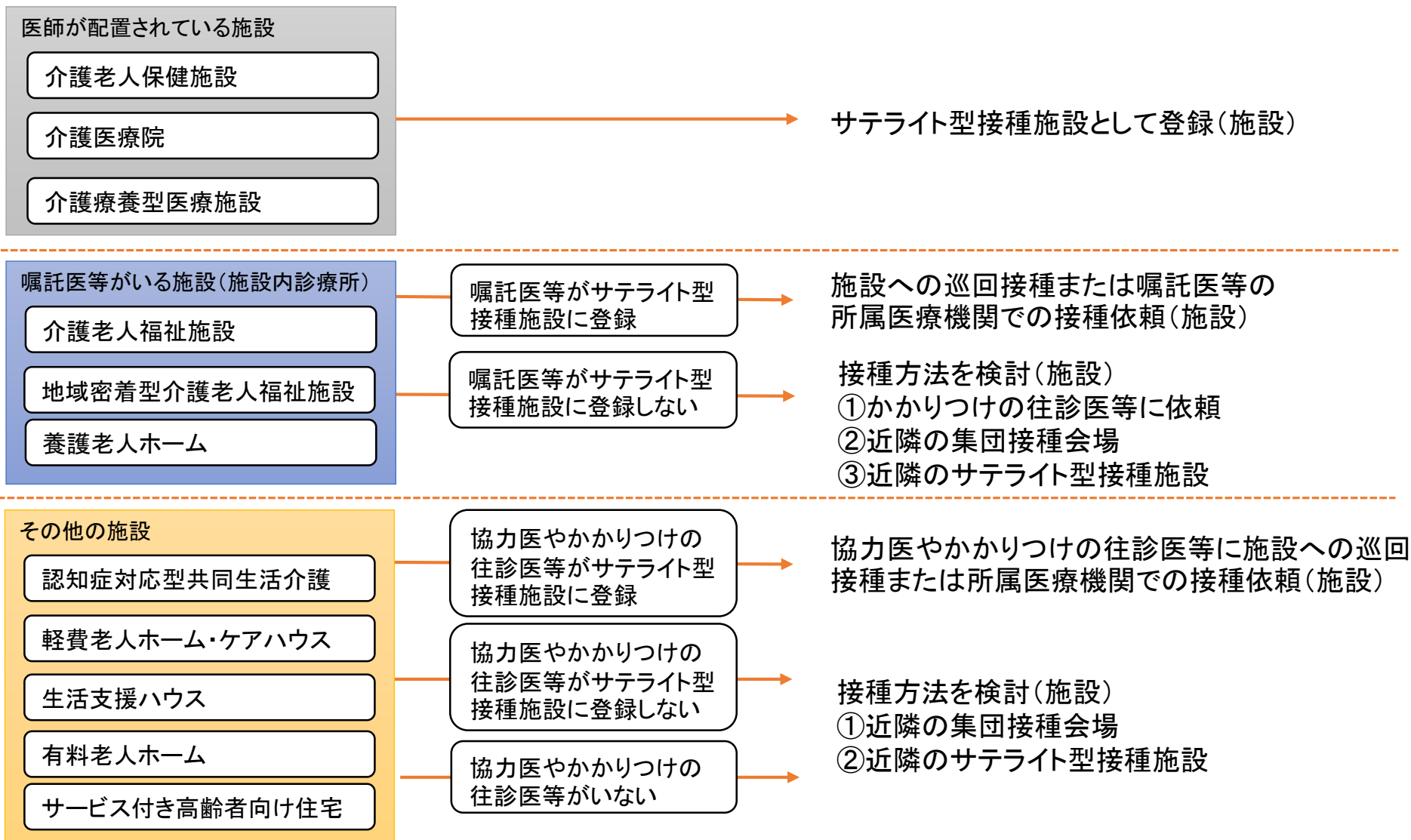
職種は限定せず、併設施設・事業所職員等と兼務する者も含みます。

接種順位の特例

市町村及び施設等の双方の体制が整う場合など、介護保険施設や一定の要件を満たす高齢者施設において、施設内で65歳以上の入所者と同時期に従事者の接種を行うことができます。

接種に向けて高齢者施設で行っていただくこと

各高齢者施設で検討可能な接種作業イメージ



接種に向けて高齢者施設で行っていただくこと

① 接種場所の検討

平時の定期接種の接種場所や接種医等の協力体制も踏まえ、施設内での接種が可能かどうか検討してください。

② 嘱託医や協力医、かかりつけの往診医等へ接種の協力依頼

施設内接種や医療機関での接種について、各施設毎に入所者および従事者の接種体制を検討し、医師の方へ協力を依頼してください。

※ワクチン接種にあたり、医師の所属医療機関は事前に接種施設として登録を行う必要がありますが、現状として新型コロナワクチン接種を行う医療機関については未確定であるため、協力依頼に際し、医師の所属機関が接種施設となる予定があるかどうか伺ってください。

接種に向けて高齢者施設で行っていただくこと

③ 入所者への説明

● 平時の定期接種と同様に、本人や家族に説明し、本人の同意の有無を確認してください。

※ 予診票には、接種に関する同意の署名欄があります。本人が自筆できない場合は家族の代筆でも可能です。

● 意思確認が難しい場合、家族や、嘱託医等の協力を得ても、なお接種の意思を確認できない場合、接種は行えません。

接種に向けて高齢者施設で行っていただくこと

④ 嘱託医等との調整結果および接種希望者(65歳以上の入所者)の報告

※すべての事業者からの回答が必要です

- 嘱託医等と調整した結果(接種人数、接種医療機関等)を、所定の報告様式により町へ報告してください。
- 町に接種希望者リストを報告してください。

(期限は未定ですが、調整でき次第すぐに接種開始できるよう5月中旬を目途に準備をお願いします)

報告様式 : ホームページ上から別途取得をお願いします。
報告期限 : 施設種別ごとに設定し、後日改めて周知します。
提出方法 : メールに様式を添付するか、FAXでご提出ください。
※必ず送信した旨を電話等で連絡してください。
提出先 : メール hoken@town.kunitomi.miyazaki.jp
FAX 0985-75-9400
連絡先 : 0985-75-9423

接種に向けて高齢者施設で行っていただくこと

⑤ 入所者の接種券到着確認

- 接種券は住民票所在地に送付されます。接種を希望する65歳以上の入所者の接種券が接種までに手元に届いているか、確認と取りまとめを行ってください。
- 家族の不在等により、施設で接種券を確保できない場合は、住民票所在地の市町村へご連絡ください。

⑥ 予診票の記入

予診票は、接種券に同封して送付されます。接種の同意にかかる時間も勘案し、接種日までに記入してもらってください。

※予診票には、接種に関する同意の署名欄があります。

※現在何らかの病気で治療中の方は、かかりつけ医等と相談したかどうかの質問事項があります。

接種に向けて高齢者施設で行っていただくこと

⑦ 従事者への説明

従事者としての接種について、職員に説明してください。
接種は任意ですので、本人の同意の有無を確認してください。

⑧ 65歳以上の入所者と同時期に接種を希望する従事者の報告

所定の報告様式により、報告してください。接種を希望しない場合も含めて必ず報告をお願いします。

報告様式 : ホームページ上から別途取得をお願いします。
報告期限 : 施設種別ごとに設定し、後日改めて周知します
提出方法 : メールに様式を添付するか、FAXでご提出ください。
※必ず送信した旨を電話等で連絡してください。
提出先 : メール hoken@town.kunitomi.miyazaki.jp
FAX 0985-75-9400
連絡先 : 0985-75-9423

接種に向けて高齢者施設で行っていただくこと

⑨接種券付き予診票の配布

⑧のリストに基づき、接種券付き予診票(2枚)を町から各施設に向けて直接送付しますので、対象となる従事者に配布してください(予診票は事前記入が必要です)。